

景観計画等の策定について（報告および意見聴取）

日 時	令和6年11月22日（金）午前10時から正午まで
場 所	明石市役所南会議室棟1階 103C 会議室
出席者	八木会長、辻副会長、竹内（高）委員、安尾委員

令和6年度第2回都市景観審議会については、明石市都市景観審議会規則第6条第2項に規定する委員の過半数が出席しなかったため不成立となった。

したがって定刻以降は審議会に代わる報告会を開催し、出席委員への意見聴取を執り行うこととした。

なお、報告会の内容については、会長と協議の結果、審議会同様に公開としたため、傍聴者（4名）についても同席を認めた。

○委員からの意見等

【資料1】景観に関する意識の把握について

- ・アンケート結果（改善してほしい景観）について、ゴミ問題は市民活動がかなり重要。
- ・行政任せにせず、職員も一市民として、自ら啓蒙してほしい。
- ・これからの景観は、守ることだけでなく、創る視点も考えていくべき。
- ・住宅地の評価は住んでいる環境でしか判断できないのでなかなか難しいが、地区計画制度の検証などされてはどうか。
- ・中尾親水公園の新幹線高架沿いのバリカーが景観上残念なので、封鎖理由の説明を添えておかれた方がよいのでは。

【資料2】大規模建築物等の行為の検証について

- ・P2（※1）突出データについて、これを認めて受理した経緯は。
（市）当初、色彩については事業者と十分協議を行った経緯はあるが、事業者の色彩への思いや、駅舎の高架構造物という用途上、また、周辺の景観に影響を及ぼすものではないと判断したため、受理に至った。
- ・理由があれば例外的な扱いはあってよいと思う。行政と事業者だけの協議ではなく、実際目にする市民がどう思うかも要素として必要。
- ・数値をクリアしているからといってよいまちなみになるとは限らない。まち全体の中で、アクセントとして、特徴づけるような存在も必要と思う。
（市）定量的な基準としてはなかなか定めづらいので、基本計画の中で理念や思いとして位置付けたい。

【資料3】基本計画の件所・評価と今後の方策について

【資料4】明石市景観計画の構成概要（案）について

- ・明石の景観的なもの、歴史的なものを外部へアピールするための施設（例えば魚の棚の空き店舗を利用して明石の良さを再認識してもらえるもの）があってもいい。
- ・景観重要樹木の指定の方針について、神戸市の市民の木・市民の森のように、市民が

推薦する制度があればよいと思う。

- ・明石公園内の樹木については市民の意識も高まっている。ぜひ検討していただきたい。
- ・基本計画「景観まちづくりの目標」において、市街地がうるおう景観形成とあるが、「うるおう」とは何を意味するのか。
(市)にぎわいや豊かさなど、市民の心理的な充実と考えている。